

24 琴情答申第3号
平成24年7月19日

琴平町長 小野 正人 様

琴平町情報公開審査会
会長 山崎 壮太郎



答 申 書

貴職からの以下諮問に対し、当審査会は審議の結果、次のとおり答申する。

諮問事項

実施機関 琴平町農政課

諮問日 平成24年5月11日（24琴農発第8号）

事件名 1 琴平町内の活動組織に支出した「農地・水保全管理支払交付金」に関する支出金調書及び精算報告書類（平成22年度以降のものに限る）、
2 上記1の各活動組織との間の協定書及び各活動組織の規約類、3上記1の交付金の原資の金額の分かる資料の部分公開決定に関する件。

第1 審査会の結論

琴平町農政課が、平成24年4月2日付けで本件請求に対し、部分公開決定（以下「本件処分」という。）とした判断は妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 行政文書の公開請求

異議申立人は、琴平町情報公開条例（平成18年琴平町条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成24年3月19日付けで、次の内容の行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

- (1) 琴平町内の活動組織に支出した「農地・水保全管理支払交付金」に関する支出金調書及び精算報告書類（平成22年度以降のものに限る）
- (2) 上記1の各活動組織との間の協定書及び各活動組織の規約類

(3) 上記1の交付金の原資の金額の分かる資料

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対し、平成24年4月2日付けで本件処分を行い異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成24年4月24日付けで行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づき実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容等

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、「本件処分を取り消し全部公開する決定を求める。」というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、本件処分の異議申立書によると、以下のとおりである。

(1) 本件処分は、琴平町情報公開条例の解釈適用を誤った違法な処分であるから、本件処分を取り消し、直ちに全部開示する必要がある。

(2) 本件非公開処分は、「農地・水保全管理支払金」は香川県内の地域協議会に一旦支払われることを知りながら、当該各支出金調書を開示しない虚偽の行政処分である。本件「決定通知書」記載の「上記部分を公開しない理由」は、琴平町情報公開条例に規定する非公開事由に該当しない。

(3) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には、適法に処分事由が明示されていないので、琴平町行政手続条例第8条に違反し本件処分は無効である。

第4 実施機関の説明の要旨

1 部分公開決定の理由について

実施機関は、次のことから、本件処分を行ったというものである。

本件請求に該当する行政文書のうち、

(1) 「個人に関する情報」とは、氏名、生年月日、住所、性別などの基本的な属性を示す事項を始めとし、個人の発言内容、行動記録など当該個人に関わりのあるすべての情報をいう。

また、「法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報」とは、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人の権利利益に関する情報等何らかの関連性を有する一切の情報をいい、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人の営利を目的とすると否とを問わず、事業活動に関する一切の情報をいう。

本件請求対象の行政文書は、琴平町（実施機関）から町内にある活動組織への農地・水保全管理関係の補助金支出に關係した事業の実施等記録や調書などとして徴収・作成したものであり、琴平町情報公開条例第7条第2号及び第3号に該当すると判断し、本件処分を行った。

異議申立て人の主張する異議申立ての理由（2）にある「香川県内の地域協議会」は、公開請求の内容には含まれていない。

第5 審査会の判断の理由

1 本件行政文書の内容等

本件異議申立ての請求に係る行政文書は、次のとおりである。

- ・琴平町内の活動組織に支出した「農地・水保全管理支払交付金」に関する支出金調書及び精算報告書類（平成22年度以降のものに限る）として、該当団体の平成22年度及び平成23年度の支出関係書類（交付申請等含む）と実績報告書
- ・琴平町内の活動組織との間の協定書及び各活動組織の規約類
- ・琴平町内の活動組織に支出した「農地・水保全管理支払交付金」の原資の金額の分かる資料として、補助金交付規則別表（第2条・第3条関係）と平成22年度及び平成23年度の予算書の該当部分

2 条例第7条第2号の該当性について

個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るものについて、条例第7条第2号では、特定の場合を除き非公開情報としている。「個人に関する情報」とは、氏名、生年月日、住所、性別などの基本的な属性を示す事項を始めとし、個人の発言内容、行動記録など当該個人に関わりのあるすべての情報をいう。したがって、本件請求に該当する行政文書のうち、個人の氏名、住所、印鑑、土地、所在番地については、非公開とすることが妥当である。

3 条例第7条第3号の該当性について

法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報であって、公にすることにより、明らかに当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについて、条例第7条第3号では、非公開情

報としている。「法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報」とは、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人の権利利益に関する情報等何らかの関連性を有する一切の情報をいう。本件請求に該当する行政文書のうち、活動組織の口座名義、口座番号については、公開することにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして、非公開とすることが妥当である。

4 不存在の行政文書について

各組織の中のうち、1つの組織については、支出が無く文書が不存在であると実施機関が主張していることは当審査会として、虚偽のものとは考えられず、不合理な点もないことから、実施機関が文書不存在により非公開とした判断は妥当である。

5 異議申立理由のうち（2）について

異議申立理由（2）において、異議申立人は「「農地・水保全管理支払交付金」は香川県内の地域協議会に一旦支払われることを知りながら、当該各支出金調書を開示しない虚偽の行政処分である」と主張しているが、今回の公開請求内容では、「琴平町内の活動組織に支出した」とあり、実施機関としては琴平町内の活動組織に支出した存在するもの全部を対象とした。異議申立人の主張する「香川県内の地域協議会」とは、その事務所や事務局が琴平町内になく、また団体としては「活動組織」でなく「地域協議会」であるため、実施機関が今回の公開請求内容の異議申立理由に当てはまらないと判断したことは妥当である。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮詢事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- (1) 平成24年5月11日 諒問（24琴農発第8号）の受理
- (2) 同年6月18日 審議